主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人中村健太郎、同中村健の上告理由第一、第二点について。

所論の各点に関する原審の認定判断は、原判決(その引用する第一審判決を含む。 以下同じ。)挙示の証拠に照らし首肯することができ、その過程にも所論の違法は ない。論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

一郎	喜	塚	大	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
玄 隹	信	Ш	/]\	裁判官
曹		Ħ	吉	裁判官